

敷引き・礼金・修理代!
こんな負担も
させられる?!

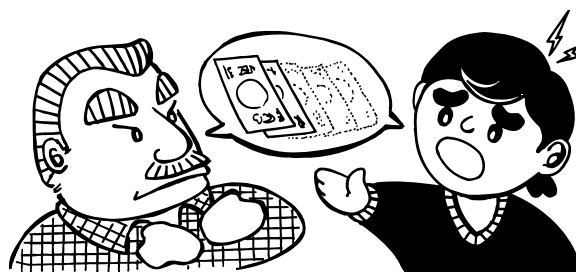
賃貸住宅契約 110番

賃貸住宅の契約・解約をする時に内容がよくわからない名目で高額な負担をさせられたことはありませんか? また、入居中でも更新料や設備の修理・取換費用などで、こんなに借主が負担をしなければいけないのかと思った経験はありませんか?

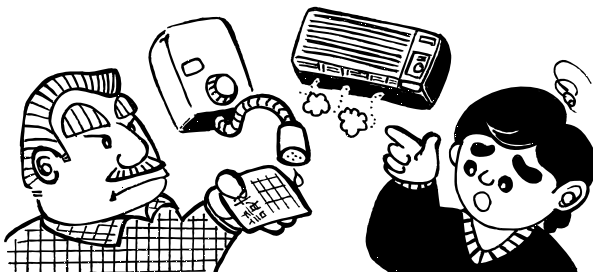
賃貸マンションを出ようとしたら、畳やふすまを「全部かえるから」と言われ敷金が返ってこない。



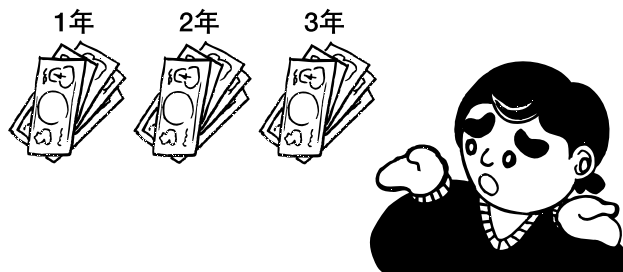
入居時に「敷引き」の意味がよくわからず契約したが、解約時に80%敷引きされた。



最初からついていた給湯器・エアコンが故障し、「古くなったから」と入れ替え代金を請求された。



毎年とても高い更新料を払わされている。



こんなトラブルでお困りの方、お気軽にご相談ください。

法律や消費者相談の専門家がお答えします

当団体は被害者にかわって認定を受けた消費者団体が訴訟することができる消費者団体訴訟制度の制度化を迎え、不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正や使用中止を求める活動(申入れ活動)を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、消費者の権利の実現に寄与することを目的に設立された消費者団体です。お寄せいただいた相談は、問題点を検討し申入れ活動などにいかしていきます。

10月28日(土) 10時~16時

フリーダイヤル



0120-804-110



KC's
ケーシーズ

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階 大阪府消費生活センター内
電話 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730

この110番は、消費者支援基金の助成を受けて実施します。